

埼玉県NPOオフィスプラザ選考委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県NPO懇話会設置要綱(以下「懇話会設置要綱」という。)第2条第1項第4号の規定に基づき、埼玉県NPOオフィスプラザ(以下「プラザ」という。)の入居選考に関し幅広く意見を聴くため、埼玉県NPOオフィスプラザ選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) プラザの入居の募集に関する事
- (2) プラザの入居の審査に関する事
- (3) その他プラザ整備事業に関する事

(組織)

第3条 委員会は、埼玉県NPO懇話会(以下「懇話会」という。)の委員をもって組織する。

(座長及び副座長)

第4条 委員会に座長及び副座長を置き、懇話会の座長及び副座長がこれにあたる。

- 2 座長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等については、懇話会設置要綱および埼玉県NPO懇話会運営要領による。

附 則

この要領は、平成16年5月11日から施行する。